

使用前検査合格証

原規規発第 2112281 号

四国電力株式会社

取締役社長 社長執行役員 長井 啓介 殿

令和元年11月7日付け原子力発第19281号（令和2年2月27日付け原子力発第19404号、令和3年6月18日付け原子力発第21127号、令和3年10月11日付け原子力発第21256号、令和3年11月22日付け原子力発第21291号及び令和3年12月23日付け原子力発第21330号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました発電用原子炉施設については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項の規定に基づく使用前検査を、合格とします。

令和4年1月19日

原子力規制委員会

